

# こんにちは 家畜保健衛生所です

農林水産省主催の全国会議で手当金の減額について資料の配付がありましたので共有いたします。引き続き、飼養衛生管理基準の遵守をよろしくお願いします。

## 手当金の減額について

家畜伝染病予防法により、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜又は疑似患畜については、家畜の所有者に対して手当金および特別手当金が交付されます。

一方で、家畜伝染病の発生又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった者等に対しては、手当金及び特別手当金の全部又は一部を交付せず、又は返還させることとされています。

不交付又は返還の対象者は、以下の状況を総合的に勘案して決定されます。

- (1) 飼養衛生管理の状況
- (2) 早期通報の実施状況
- (3) まん延防止への協力等の状況

これまでに豚熱発生農場 36 事例、高病原性鳥インフルエンザ発生農場 (R4 年度) 35 事例について、手当金及び特別手当金の一部を減額して交付しています。

(減額率 2~24%。※減額率に上限はない。)

これまでの減額事例については以下、農林水産省 HP に掲載しています。

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/kouhukin.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/kouhukin.html)

### ！主な減額理由

#### ○ 飼養衛生管理基準違反

- ・ 農場立入者を伝票でしか記録しておらず、消毒の実施状況を記録する台帳が設置されていなかった。
- ・ 事務所で靴を交換したが、畜舎まで野外を歩いて移動した後は靴を交換しておらず、畜舎専用の靴となっていなかった。
- ・ 家畜の畜舎間移動前に通路を消毒していなかった。
- ・ 畜舎に重機・一輪車等を持ち込む際、石灰帯による車輪の消毒しかしておらず、消毒が不十分だった。
- ・ 集卵ベルトの畜舎外への開口部に、ネット等が設置されていなかった。

#### ○ 早期通報違反

- ・ 死亡頭数の増加などの異常が確認されたにもかかわらず、家畜保健衛生所への通報が遅延した。

### 平日

家畜保健衛生所業務第一課 0743-59-1700 業務第二課 0745-62-2440

### 夜間・休日

県庁守衛室 0742-22-1101